



平成 31 年 4 月 16 日

株式会社ロイヤルダイニングに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社ロイヤルダイニングに対し、同社が供給する「タン」と称する部位を使用した料理、「ハラミ」と称する部位を使用した料理及び「シマチョウ」と称する部位を使用した料理並びにこれら料理を含む盛り合わせ、セット又はコース料理の各料理に係る表示について、消費者庁及び内閣府沖縄総合事務局の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社ロイヤルダイニング（法人番号 6012401009860）
所 在 地 東京都国分寺市本町二丁目14番3号
代 表 者 代表取締役 井上 武夫
設立年月 平成13年9月
資 本 金 1000万円（平成31年4月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象料理

- ア 「焼肉レストラン ROINS 沖縄」と称する店舗（以下「ROINS 沖縄」という。）において提供する「タン」と称する部位を使用した料理（以下「タン」という。）及び「ハラミ」と称する部位を使用した料理（以下「ハラミ」という。）並びにこれら料理を含む盛り合わせ又はコース料理の各料理
- イ 「焼肉レストラン ROINS 東大和」と称する店舗（以下「ROINS 東大和」という。）において提供するタン、ハラミ及び「シマチョウ」と称する部位を使用した料理（以下「シマチョウ」という。）並びにこれら料理を含む盛り合わせ、セット又はコース料理の各料理

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

別表「表示媒体」欄記載の表示媒体

(イ) 表示期間

別表「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容（別紙１ないし別紙９）

例えば、ＲＯＩＮＳ沖縄において提供する対象料理について、当該店舗に係る自社ウェブサイトにおいて、平成２５年３月２１日から平成３０年１２月２０日までの間、「沖縄県産の食材と日本全国選りすぐりの黒毛和牛専門店」及び「『心のこもったお料理を』をモットーに■■■■料理長が厳選した黒毛和牛のみを使用した、ＲＯＩＮＳ自慢の新鮮でクオリティの高い料理をお楽しみください。」と記載するとともに、「【厚切りの黒毛和牛を使用した上タン塩】お客様が必ず驚く当店の上タン塩は、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用仕入れております。」等と記載するなど、対象料理について、別表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、対象料理には、黒毛和牛の部位を使用しているかのように示す表示をしていた。

イ 実際

ＲＯＩＮＳ沖縄において提供するタンには外国産牛のものを、ハラミの大部分には外国産牛のものを使用しており、ＲＯＩＮＳ東大和において提供するタン、ハラミ及びシマチョウには外国産牛のものを使用していた。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、対象料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 ０３（３５０７）９２３３

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室

電話 ０９８（８６６）００４９

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

別表

店舗	表示媒体	表示期間	表示内容
R O I N S 沖 縄	R O I N S 沖 縄に係る自社 ウェブサイト	平成 2 5 年 3 月 2 1 日から 平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日ま での間	「沖縄県産の食材と日本全国選りすぐりの黒 毛和牛専門店」 (別紙 1)
			「『心のこもったお料理を』をモットーに料理長が厳選した黒毛和牛のみを使用した、 R O I N S 自慢の新鮮でクオリティの高い料理をお楽しみください。」 (別紙 2)
			「【厚切りの黒毛和牛を使用した上タン塩】お 客様が必ず驚く当店の上タン塩は、黒毛和牛 の舌を丸ごと一本使用仕入れております。」 (別紙 3)
			「是非最高級の黒毛和牛のコースをお楽しみ 下さい。」 (別紙 4)
	R O I N S 沖 縄におけるメ ニュー	平成 2 5 年 3 月 2 1 日から 平成 3 0 年 1 1 月 2 日ま での間	「タン」、「『タン』は、黒毛和牛の舌を丸ごと 一本使用しております。柔らかさの中にタン 特有の歯ごたえが楽しめる、自慢の人気メ ニューで」及び「タン塩 上タン塩」 (別紙 5)
R O I N S 東 大和	R O I N S 東 大和に係る自 社ウェブサイト	平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日か ら平成 3 0 年 1 2 月 6 日ま での間	・「上質な黒毛和牛専門の一軒家焼肉レストラ ン♪」 ・「ディナーは、個室でご家族・友人とまわり を気にせず楽しめるアットホームな黒毛和 牛焼肉♪」 (別紙 6)
			「心のこもったお料理を、が口癖の料理 長厳選黒毛和牛のみ使用」 (別紙 7)
			「特選黒毛和牛セット 上タン塩 3 枚、上カ ルビ、上ロース各 2 枚、前菜 3 点、サラダ or サンチュ、わかめスープ、ライスのセット。」 (別紙 8)
	R O I N S 東 大和における メニュー	平成 2 7 年 6 月頃から平成 3 0 年 1 1 月 1 3 日までの 間	「Premium Roins Course プレミアムロインズコースー」及び「黒 毛和牛塩盛り（上タン塩・希少部位 2 種）」 (別紙 9)



ホーム
HOME

宴会コース
COURSE

店内・個室
SPACE

和牛・逸品
MENU

こだわり
RECOMMEND

クーポン
COUPON

店舗情報
SHOP INFO

ブログ

> ブログ一覧

新着情報

> 新着情報一覧



いつも食べているお肉もこだわっているので絶品です
| 焼肉ロインズ

こんにちは、焼肉ロインズPR担当です。 贅沢したいときの外食の定番は焼肉で...



サーロインを焼すきやしゃぶしゃぶで食べられるんです | 焼肉ロインズ

こんにちは、焼肉ロインズPR担当です。 牛肉の部位のなかでも高級で人気が高...



せっかくロインズに来たならたっぷり贅沢をしてみませんか | 焼肉ロインズ

こんにちは、焼肉ロインズPR担当です。 沖縄で焼き肉といえば、やっぱり「焼...

沖縄県産の食材と日本全国選りすぐりの黒毛和牛専門店
オシャレな店内と日替わりでおススメする沖縄県産ブランド肉取扱店

Roinsはお客様の記念日を応援します
接待、模合、デート、女子会...ご予約承ります

こだわりの黒毛沖縄和牛をリーズナブルにお召し上がりいただけるアラカルトメニューや、自慢のお料理をいろいろお楽しみいただけるコース料理なども豊富にご用意しております。飲み放題プランのご用意もございますので宴会にもご利用ください。



[ホーム](#)
HOME

[宴会コース](#)
COURSE

[店内・個室](#)
SPACE

[和牛・逸品](#)
MENU

[こだわり](#)
RECOMMEND

[クーポン](#)
COUPON

[店舗情報](#)
SHOP INFO

『心のこもったお料理を』をモットーに、料理長が厳選した黒毛和牛のみを使用した、ROINS自慢の新鮮でクオリティの高い料理をお楽しみください。

こだわり-沖縄焼肉-



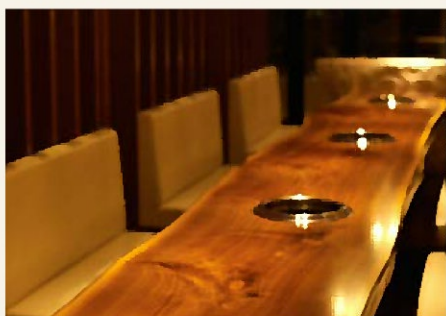
【黒毛和牛】



【厚切り牛タン】



【こだわりのワイン】



【アメリカンウルナットの一枚板】



【おしゃれな雰囲気】


[ホーム
HOME](#)
[宴会コース
COURSE](#)
[店内・個室
SPACE](#)
[和牛・逸品
MENU](#)
[こだわり
RECOMMEND](#)
[クーポン
COUPON](#)
[店舗情報
SHOP INFO](#)

【厚切り牛タン】 -沖縄 焼肉-

【厚切りの黒毛和牛を使用した上タン塩】

お客様が必ず驚く当店の上タン塩は、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用仕入れております。一番柔らかい部分のみを使用し、大胆にも厚切りにカットした極上タンです。
サクッと噛みきれる触感が堪らない、数量限定メニュー。

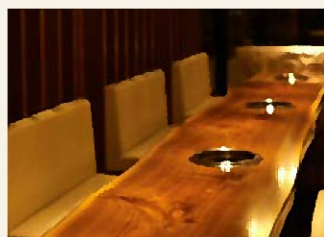
その他のこだわり-沖縄焼肉-



【黒毛和牛】



【こだわりのワイン】



【アメリカンワールナットの一枚板】



【おしゃれな雰囲気】

焼肉レストラン ロインズについて-沖縄焼肉-


[ホーム
HOME](#)
[宴会コース
COURSE](#)
[店内・個室
SPACE](#)
[和牛・逸品
MENU](#)
[こだわり
RECOMMEND](#)
[クーポン
COUPON](#)
[店舗情報
SHOP INFO](#)

「ROINS」では、ご宴会・接待・記念日等、様々なシーンでご利用いただけるコースをご用意しております。各種コースには飲み放題をセットでお付けすることができます。是非最高級の黒毛和牛のコースをお楽しみ下さい。※内容は仕入れ、品質で変更する事がございますのでご了承ください。※当店ではサービス料として5%頂いております

宴会コース-沖縄焼肉-



7200円→5980円(税込)コース(全9品)2H飲み放題付



5000円(税込)コース(全10品)



7000円(税込)コース(全10品)

焼肉レストラン ロインズについて-沖縄焼肉-

タン Tongue

「タン」は、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用しております。柔らかさの中にタン特有の歯ごたえが楽しめる、自慢の人気メニューで

タン塩

1500円

上タン塩

2980円



タン Tongue

「タン」は、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用しております。柔らかさの中にタン特有の歯ごたえが楽しめる、自慢の人気メニューで

タン塩

1500円

上タン塩

2980円

別紙 6

東大和のおしゃれスポットとして大人気☆
上質な黒毛和牛専門の一軒家焼肉レストラン♪

新青梅街道沿い、所沢から車 15分、立川から車 30分
駐車場完備で遠方からのご来店也大歓迎♪

焼肉店とは思えないおしゃれなレンガ造り☆
掘りごたつ式の個室もございますので小さなお子様連れでもご安心♪

見て、食べて、感じる “カジュアルでおしゃれ”な焼肉空間ロインズ

ランチは、肉質を活かした黒毛和牛ハンバーグやステーキなどランチ特別メニューをご用意。
ディナーは、個室でご家族・友人とまわりを気にせず楽しめるアットホームな黒毛和牛焼肉♪
最大40名様でのフロア貸切も承っております！

誕生日やご結婚記念日などのお祝いには “メッセージ入りデザートプレート”をサービス致します☆

シェフのおすすめメニュー

心のこもったお料理を、が口癖の 料理長 巖
選黒毛和牛のみ使用

Roins名物!!

名物ロインズカルビ	1,980円
名物極タン塩	2,480円
ロインズ名物 サーロインの焼すき	1,280円

お肉盛り合わせ

ロインズ盛り	4,200円
お得盛り	2,980円
ホルモン三点盛り	1,480円
シーフード盛り	1,980円
野菜盛り	800円

ハラミの中でも選りすぐりのお肉です。
赤身好きも、霜降り好きもナットクの上ハラミ！

ハラミ

1,380円

熟成をかけてうまみを最大限に噴き出したハラミは、
噛むごとに味が深くなっていく。
塩で食べていただくのもお勧めします！

ロース

上ロース

1,380円

ロース

980円

ホルモン

コブチャン(小腸)

600円

シマチョウ(大腸)

780円

上ミノ(第一胃)

780円

レバー(肝臓)

600円

平日限定お得なセット

カルビ&ロースセット

2,600円

上タン塩、カルビ、ロース各3枚、前菜3点、サラダ
orサンチュ、わかめスープ、ライスのセット。

特選黒毛和牛セット

2,800円

上タン塩3枚、上カルビ、上ロース各2枚、前菜3点、サラダ
orサンチュ、わかめスープ、ライスのセット。

Party Course

- 宴会コース -

Roins Course 3,500yen

- ロインズコース - ※平日限定

キムチ&ナムル / ローストビーフユッケ / 本日のサラダ
 赤身肉の焼きしゃぶ / 焼肉塩盛り (タン塩・豚トロ・鶏モモ)
 黒毛和牛タレ盛り (ロース・カルビ) / ホルモン 2 種
 特製クッパ / デザート
 飲み放題は 2 時間 (ラストオーダー 30 分前)



Premium Roins Course 5,000yen

- プレミアムロインズコース -

キムチ盛合せ / ナムル盛合せ / ローストビーフユッケ / 本日のサラダ
 サーロインの焼きしゃぶ / 黒毛和牛塩盛り (上タン塩・希少部位 2 種)
 黒毛和牛タレ盛り (ロース・カルビ・中落ちカルビ・上カルビ) / ホルモン 3 種
 特製クッパ / デザート
 飲み放題は 2 時間 (ラストオーダー 30 分前)

Royal Roins Course 7,000yen

- ロイヤルロインズコース -

前菜 3 種 / 刺し物 3 種 (低温加熱) / 本日のサラダ
 サーロインの焼きしゃぶ / 特選 極みタン塩 & 上タン塩
 特選 希少部位 2 種 / 特選 黒毛和牛タレ盛り / ホルモン 3 種
 牛とろウニ飯 / デザート 2 種
 飲み放題は 2 時間 (ラストオーダー 30 分前)

Free Drink

アルコール	コース料金 +1,000yen
ソフトドリンク	コース料金 +800yen
キッズ	コース料金 +500yen

12 ※週末の Free Drink はコースとセットでお頼みください。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○ 沖縄総合事務局組織規則（抜粋）

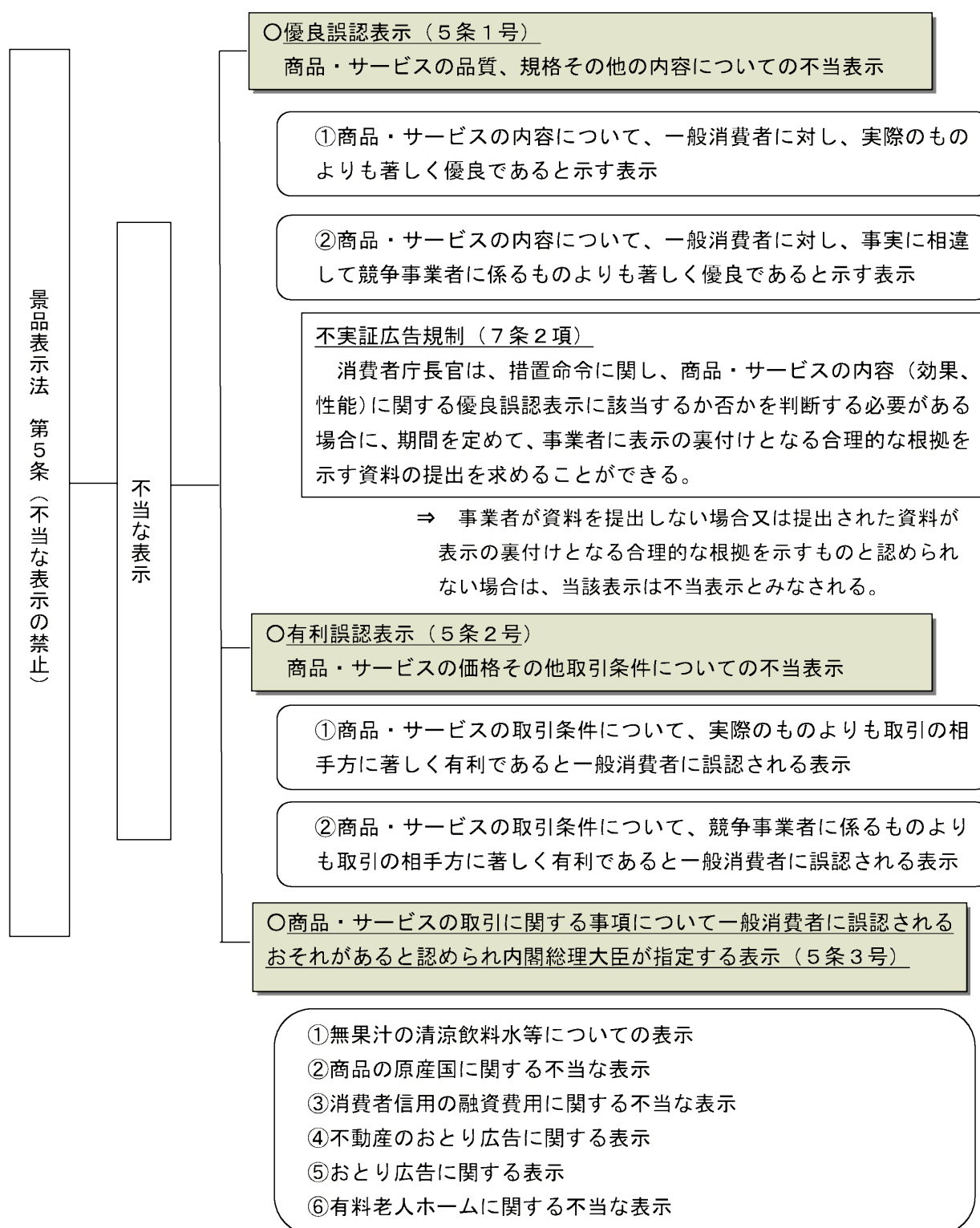
（平成十三年内閣府令第四号）

（公正取引室の所掌事務）

第十八条 公正取引室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 九 不当景品類及び不当表示防止法に基づく政令の規定により公正取引委員会の権限に属させられた報告の徴収及び立入検査等に関する事務に関すること。

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第625号

平成31年4月16日

株式会社ロイヤルダイニング
代表取締役 井上 武夫 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する「焼肉レストランROINS沖縄」と称する店舗（以下「ROINS沖縄」という。）及び「焼肉レストランROINS東大和」と称する店舗（以下「ROINS東大和」という。）の各店舗（以下これらを併せて「本件店舗」という。）において供給する「タン」と称する部位を使用した料理（以下「タン」という。）及び「ハラミ」と称する部位を使用した料理（以下「ハラミ」という。）並びにROINS東大和において供給する「シマチョウ」と称する部位を使用した料理（以下「シマチョウ」という。）並びにこれら料理を含む盛り合わせ、セット又はコース料理の各料理（以下これらを併せて「本件料理」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件料理に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、例えば、ROINS沖縄において提供する本件料理について、当該店舗に係る自社ウェブサイトにおいて、平成25年3月21日から平成30年12月20日までの間、「沖縄県産の食材と日本全国選りすぐりの黒毛和牛専門店」及び「『心のこもったお料理を』をモットーに[]料理長が厳選した黒毛和牛のみを使用した、ROINS自慢の新鮮でクオリティの高い料理をお楽しみください。」と記載するとともに、「【厚切りの黒毛和牛を使用した上タン塩】お客様が必ず驚く当店の上タン塩は、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用仕入れております。」等と記載するなど、別表「店舗」欄記載の店舗において提供する本件料理について、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体におい

て、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件料理には、黒毛和牛の部位を使用しているかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、本件料理について、R O I N S 沖縄において提供するタンには外国産牛のものを、ハラミの大部分には外国産牛のものを使用しており、R O I N S 東大和において提供するタン、ハラミ及びシマチョウには外国産牛のものを使用していたこと。

イ 前記ア(7)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、それぞれ、本件料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件料理又はこれらと同種の料理の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ロイヤルダイニング（以下「ロイヤルダイニング」という。）は、東京都国分寺市本町二丁目14番3号に本店を置き、飲食業等を営む事業者である。
- (2) ロイヤルダイニングは、自ら運営する本件店舗において本件料理を一般消費者に提供している。
- (3) ロイヤルダイニングは、本件店舗における本件料理に係る自社ウェブサイト及び本件店舗におけるメニューの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア ロイヤルダイニングは、本件料理を一般消費者に提供するに当たり、例えば、R O I N S 沖縄において提供する本件料理について、当該店舗に係る自社ウェブサイトにおいて、平成25年3月21日から平成30年12月20日までの間、「沖縄県産の食材と日本全国選りすぐりの黒毛和牛専門店」及び「『心のこもったお料理を』をモットーに■■■■料理長が厳選した黒毛和牛のみを使用した、R O I N S 自慢の新鮮でクオリティの高い料理をお楽しみください。」と記載するとともに、「【厚切りの黒毛和牛を使用した上タン塩】お客様が必ず驚く当店の上タン塩は、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用仕入れております。」等と記載するなど、別表「店舗」欄記載の店舗において提供する本件料理について、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することに

より、あたかも、本件料理には、黒毛和牛の部位を使用しているかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、本件料理について、ROINS 沖縄において提供するタンには外国産牛のものを、ハラミの大部分には外国産牛のものを使用しており、ROINS 東大和において提供するタン、ハラミ及びシマチョウには外国産牛のものを使用していた。

3 法令の適用

前記事実によれば、ロイヤルダイニングは、自己の供給する本件料理の取引に関し、それぞれ、本件料理の内容について、一般消費者に対し、実際のもよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日

から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

店舗	表示媒体	表示期間	表示内容
R O I N S 沖縄	R O I N S 沖縄に係る 自社ウェブ サイト	平成 2 5 年 3 月 2 1 日から 平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日ま での間	「沖縄県産の食材と日本全国選りすぐりの黒毛和牛専門店」 (別添写し 1)
			「『心のこもったお料理を』をモットーに、料理長が厳選した黒毛和牛のみを使用した、R O I N S 自慢の新鮮でクオリティの高い料理をお楽しみください。」 (別添写し 2)
			「【厚切りの黒毛和牛を使用した上タン塩】お客様が必ず驚く当店の上タン塩は、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用仕入れております。」 (別添写し 3)
			「是非最高級の黒毛和牛のコースをお楽しみ下さい。」 (別添写し 4)
	R O I N S 沖縄におけるメニュー	平成 2 5 年 3 月 2 1 日から 平成 3 0 年 1 1 月 2 日までの間	「タン」、「『タン』は、黒毛和牛の舌を丸ごと一本使用しております。柔らかさの中にタン特有の歯ごたえが楽しめる、自慢の人気メニューで」及び「タン塩 上タン塩」 (別添写し 5)
R O I N S 東大和	R O I N S 東大和に係る自社ウェブサイト	平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日から平成 3 0 年 1 2 月 6 日までの間	・「上質な黒毛和牛専門の一軒家焼肉レストラン♪」 ・「ディナーは、個室でご家族・友人とまわりを気にせず楽しめるアットホームな黒毛和牛焼肉♪」 (別添写し 6)
			「心のこもったお料理を、が口癖の料理長厳選黒毛和牛のみ使用」 (別添写し 7)
			「特選黒毛和牛セット 上タン塩 3 枚、上カルビ、上ロース各 2 枚、前菜 3 点、サラダ o r サンチュウ、わかめスープ、ラ

			イスのセット。」 (別添写し8)
	R O I N S 東大和にお けるメニ ュー	平成27年6 月頃から平成 30年11月 13日までの 間	「P r e m i u m R o i n s C o u r s e ープレミアムロインズコース ー」及び「黒毛和牛塩盛り（上タン塩・ 希少部位2種）」 (別添写し9)